

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人自立生活支援センター富山 富山生きる場センターから物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年2月4日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市屋外広告業登録制度の手引きの印刷製本

(2) 買い入れる物品の内容

富山市屋外広告業登録制度の手引きの印刷製本

(3) 物品を買い入れる期限

令和8年3月25日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する地域活動支援センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年2月13日

(2) 提出先

財務部契約課